

横福指第 191 号
平成 28 年 9 月 30 日

各指定同行援護事業者 代表者 様

横須賀市福祉部指導監査課長
(公 印 省 略)

同行援護従業者養成研修の受講状況等の調査について (依頼)

日頃から、本市の障害福祉施策の推進にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、指定同行援護事業所における従業者及びサービス提供責任者の資格要件に係る経過措置については平成 30 年 3 月末までとされています。

この度、厚生労働省から別紙のとおり、同行援護従業者養成研修の受講状況等についての調査依頼がありました。

つきましては、平成 28 年 10 月 1 日現在の貴事業所における同行援護従業者及びサービス提供責任者の状況等について、別添 2 の「同行援護従業者養成研修実施計画書（事業所入力用）」に入力し、10 月 31 日（月）までに下記回答先電子メールアドレス宛に、添付ファイルにてご報告くださいますようお願いいたします。

なお、現在、経過措置対象の従業者又はサービス提供責任者がいる事業者におかれましては、平成 30 年 4 月以降においても円滑にサービス提供ができるよう、経過措置期間中に従業者等に同行援護従業者養成研修を受講させるなど、必要な対応をされるようお願いいたします。

同行援護従業者養成研修の開講予定につきましては、神奈川県ホームページの次のページでご覧いただけます。

○居宅介護従業者等の養成研修事業指定について - 神奈川県ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3954/>
文書名：同行援護・行動援護・重度訪問介護従業者養成研修開講予定一覧

記

- 1 報告期限
平成 28 年 10 月 31 日(月)
- 2 報告先メールアドレス
shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

3 報告様式

別添2 同行援護従業者養成研修実施計画書（事業所入力用）

4 依頼文書等掲載場所

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「5. 横須賀市からのお知らせ」→「1 横須賀市からのお知らせ」

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=41&topid=14

事務担当 横須賀市福祉部指導監査課指導監査第3係 守本 電話 046-822-8411（直通）